

津波対策推進マニュアル検討報告書

平成14年3月

津波対策推進マニュアル検討委員会

目 次

| | |
|---|-----|
| <はじめに> | 1 |
| 第1章 検討の目的等 | 3 |
| 1. 1 検討の趣旨 | 3 |
| 1. 2 検討の項目 | 3 |
| 1. 3 検討委員会の体制 | 4 |
| 1. 4 検討委員会の開催状況 | 5 |
| 第2章 津波対策実施状況アンケート調査結果等 | 7 |
| 2. 1 都道府県の調査結果（概要） | 7 |
| 2. 2 市町村の調査結果（概要） | 14 |
| 2. 3 津波避難計画策定にあたっての都道府県、市町村、住民の役割の提案 | 24 |
| 第3章 市町村における津波避難計画策定指針 | 27 |
| 3. 1 目的等 | 27 |
| 3. 2 津波浸水予測図の作成 | 32 |
| 3. 3 避難対象地域の指定等 | 36 |
| 3.3.1 避難対象地域の指定 | 36 |
| 3.3.2 避難困難地域の検討 | 37 |
| 3.3.3 避難場所等、避難路等の指定・設定 | 39 |
| 3. 4 初動体制等（職員の参集等） | 43 |
| 3. 5 津波情報の収集・伝達 | 45 |
| 3. 6 避難勧告・指示の発令 | 50 |
| 3. 7 平常時の津波防災啓発 | 53 |
| 3. 8 避難訓練 | 55 |
| 3. 9 その他の留意点 | 57 |
| <観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、災害弱者の避難対策> | |
| 3. 10 津波避難計画の自己評価（評価チェックリスト） | 60 |
| 第4章 地域ごとの津波避難計画策定マニュアル | 63 |
| 4. 1 ワークショップによる地域ごとの津波避難計画の策定 | 63 |
| 4. 2 ワークショップの流れ | 65 |
| 4. 3 ワークショップにおける検討事項 | 68 |
| 4.3.1 ワークショップの目的を知る | 69 |
| 4.3.2 災害について知る | 70 |
| 4.3.3 自分の住んでいる地域の危険性を考える | 75 |
| 4.3.4 避難行動を考える | 78 |
| （避難開始時期・情報伝達体制の検討、避難先・避難経路の検討、 避難開始前に取るべき防災対応の検討、避難時の持ち出し品の検討） | |
| 4.3.5 今後の津波対策を考えるーアクションプランの検討 | 82 |
| 第5章 資料編 | 87 |
| 5. 1 本報告書で用いた用語の定義 | 87 |
| 5. 2 都道府県のアンケート調査結果 | 89 |
| 5. 3 市町村のアンケート調査結果 | 107 |
| 5. 4 参考資料 | 139 |

はじめに

1896年明治三陸地震津波、1933年昭和三陸地震津波は、わが国の津波の歴史に残る大きな被害をもたらした津波です。1960年チリ地震津波は、南米のチリ沖で発生した地震によって、地震発生から二十数時間後に太平洋沿岸に大きな被害をもたらしました。1983年日本海中部地震津波は、日本海側における津波発生の危険性が提起された津波であり、さらに1993年北海道南西沖地震津波は、地震発生直後の数分間に大きな被害をもたらしました。また、「島原大変肥後迷惑」と呼ばれている災害は、1792年の雲仙普賢岳噴火後に、地震により眉山が大崩壊し、島原城下を埋めて有明海に流れ込んだ岩なだれによって、対岸の肥後（現在の熊本県）が津波被害を受けたものです。

このように四方を海に囲まれたわが国においては、地震やその他の原因による津波が繰り返し発生し、そのたびに多くの尊い人命が失われています。

このため、防潮堤や津波防波堤の建設、避難場所や避難路の整備、防災行政無線や津波観測機器の整備など、ハード面の津波対策が進められていますが、こうした施設面の整備だけで、「津波」という自然の驚異に対して万全な対策が図られるものではありません。

予測を超える大きな津波が発生する可能性もありますし、沿岸の土地利用の変化や観光、海洋レジャー産業の進展等に伴い、過去とは様相を異にする津波被害の発生も予想されます。津波対策においては、「海岸付近で強い揺れやゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは、津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れて急いで安全な場所に避難する。」という津波避難を徹底することが、人的被害を軽減する上で何よりも大切です。

このためには、津波避難対象地域、避難場所及び避難路の指定、津波予報等の情報収集・伝達の手順、避難勧告や指示の発令等を定めた津波避難計画の策定、津波防災意識の啓発、避難訓練の実施等のソフト面の津波対策を充実する必要があります。

本報告書は、こうした津波避難計画の策定等にあたって留意すべき事項について検討し、「市町村における津波避難計画策定指針」及び「地域ごとの津波避難計画策定マニュアル」としてまとめたものです。

津波避難計画は、一次的に災害に対処し避難勧告等を発する権限を有する市町村が策定する必要がありますが、策定にあたっては、都道府県の支援や協力が必要です。また、実際に避難行動をとるのは地域住民等であり、各々の地域の状況に応じた具体的な地域ごとの津波避難計画も策定する必要があります。

地域住民の防災意識の低下、高齢化、コミュニティ意識の希薄化等に伴う地域の防災力の低下が懸念されていますが、津波避難計画の策定にあたっては、津波災害から自らの命、自らの地域を守るために、住民自らが積極的に参加、参画することが大切です。

本報告書が十分活用され、地方公共団体、地域住民、防災関係機関等が一体となって津波避難計画の策定に取り組むことにより、万全な津波対策が講じられることを切に願うものです。

平成14年3月

津波対策推進マニュアル検討委員会

委員長 廣井 脩